

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一七番三地先まで</p>	<p>比企郡鳩山町大字今宿字宿三三三番地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一七・五〇〓一七・五三</p>	<p>七・八〇〓一〇・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一七〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>毛呂山・越生都市計画事業 今宿東土地区画整理事業 による道路工事が完了し た為、鳩山町から管理を引 き継ぐものである。</p>		<p>備考</p>